

基安安発 0629 第 9 号
基安労発 0629 第 1 号
令和 2 年 7 月 1 日

一般社団法人建設産業専門団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長

エイジフレンドリー補助金の周知について（依頼）

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、本年 3 月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、普及を図っているところです。

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりを行う中小企業事業者の取組を支援するため、今年度から新たに「エイジフレンドリー補助金」を創設しました。詳細は別添リーフレットをご参照ください。

つきましては、この補助金の趣旨を御理解の上、積極的に活用いただくため、貴団体及び傘下会員事業場、団体等に対する周知等、格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

照会先：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
担当 寺島、鈴木
TEL 03-3595-3225（課直通）

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えてています。
- 高齢者が安心して安全に働くよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご利用ください。

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

対象となる事業者

次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- (3) 労働保険及び社会保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1／2

上限額： 100万円（消費税を含む）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います
(全ての申請者に交付されるものではありません)**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会